R02-中部支社管轄団地における商品企画等設計検討業務

特　記　仕　様　書

独立行政法人都市再生機構
中部支社住宅経営部

R02-中部支社管轄団地における商品企画等設計検討業務　特記仕様書

１．適用範囲

本業務は、契約書及び「R02-中部支社管轄団地における商品企画等設計検討業務特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）に基づき実施する。

２．業務の目的

平成 27 年度より、空家修繕における新仕様を開始したところであるが、本格実施となる平成 30 年度より確実な実施を進めつつ、団地全体の改修等、住棟改修及び住戸改修における重点ポイントなど、顧客ニーズに合わせた改善を今後検討して実施しているところであるが、企画検討案を基に安全安心には十分配慮しつつ、効果的な改修設計手法を検討した企画案を基に設計及び積算することを目的とする。

３．業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 15 日までとする。

４．業務の内容

(1)業務概要

主な業務内容は以下のとおりである。

・商品企画住宅プランの商品企画及び基本設計
・商品企画住宅プランの実施設計及び積算業務
・共用部改修における商品企画及び基本設計
・設計の意図伝達業務
・仕様等の検討及び提案

(2)業務実施における設計資料について

設計参考資料：①既存建物等設計図書及び申請図書、②その他調査職員の指示した資料

設計基準資料：①各種設計基準・要領、②公共住宅建設工事共通仕様書　③基盤整備工事共通仕様書、④都市再生機構工事特記基準、⑤各種標準詳細図集、⑥電気設備設計指針、⑦機械設備設計指針、⑧保全工事共通仕様書及び仕様登録集、⑨公共住宅建築工事積算基準、⑩公共住宅機械設備工事積算基準、⑪公共住宅電気設備工事積算基準、⑫都市再生機構積算特記基準、⑬保全工事積算基準、⑭公共建築数量積算基準

なお、その適用等にあたっては調査職員の指示による。

(3)業務内容について

1）次の内容について業務実施を行う。

①住戸間取改修プランの実施設計及び積算　（計１２プラン）

ＵＲ賃貸住宅の新たな商品企画プランについて、ＵＲ賃貸住宅における修繕等実施基準を理解し、計画的修繕内容を確認した上で実施設計及び積算業務を実施する。

②①に関わる下記の事項

・建築改修設計

・電気設備改修設計
・機械設備改修設計
・照明計画
・数量計算書を含む積算業務
・その他、調査職員の指示による
・設計監修業務

本業務の監理技術者等は、設計意図・方針を工事実施者等に正確に伝えると共に、設計の意図・方針を工事の施工において適切に反映させるために調査職員に協力し設計監修業務を行うものとする。

設計監修業務の範囲

a　設計意図・方針を正確に伝えるための説明、質疑応答等の実施。
b　改修設計の設計意図・方針を踏まえた施工状況等の確認(素材、色彩の確認、重要部分の施工図の確認を含む)。
c　その他で、検討をする必要が生じた業務で調査職員の指示によるもの。

③積算関連

改修設計図書に基づく積算図書の作成

・建築（意匠・構造）

イ　業務内容

A 数量積算業務
B 積算内訳明細書(金抜・金入)作成業務
C 見積徴収及び見積比較表の作成業務等
D 一位代価(案)作成業務
E プレチェックシート作成業務（基礎情報・特定資材数量のみ）

ロ　積算書の様式等

A 積算数量計算書は、内訳計上細目の計算及び集計過程が明確なものとする。
B 積算内訳明細書は、機構所定の様式（内訳作成システムを使用したものを標準）とする。
C 積算数量計算書は積算事務所名、積算士登録番号、建築積算資格者名を記載押印する。

・設備（電気・機械）

A 数量計算書
B 見積り徴収及び見積り比較作成補助業務
C 代価計算作成補助業務
D 積算内訳書作成補助業務
※D については、事連協内訳作成システムにて実施

2）再委託等について

当該設計業務における建築設計業務請負契約書第 12 条第 1 項（条文 A）（条文 B の場合第 11 条）に規定する「指定した部分」の再委託は認めない。「指定した部分」とは、本仕様書の７.特記事項、(16) に示すとおりである。なお、(16)、①※1 に示す設計業務を再委託する場合は、当該設計業務の開始に先立ち、あらかじめ機構の承諾を得て再委託でき

るものとする。

3)　業務の変更について

本業務における設計検討業務については、想定数量であり作業量の増減については、変更対象とし協議するものとする。

５．業務の実施

(1)業務の実施における留意事項は、下記による。

①　建築・電気・機械の各職種の設計についてもその内容について各々十分把握し整合性を持った設計を行うこと。

②　仮設計画図の作成においては、緊急時の活動動線も考慮し、必要に応じて行政協議を行うこと。

③　設計の着手にあたっては、事前に現地調査を実施し対象建物部位部材、設備及び周辺環境の把握に努めること。

④　改修部分の配管、配線、ピットの有無等の調査を入念に行うこと。

(2)建築設計業務請負契約書第 18 条（条文Ａ）（条文Ｂの場合は規定第 17 条）に規定する貸与品等は次のものとする。なお、これらの数量、引渡し場所、引渡し時期及び返還時期等については機構調査職員の指示による。

①　対象建築物の設計図書（既改修図を含む）一式

②　都市再生機構工事特記基準

③　内訳作成システム

④　その他（必要に応じて調査職員と協議の上調整を実施）

(3)業務の履行にあたっては法令及び条例等の関係法令を遵守する。

①　建築基準法、同施行令、同施行規則

②　国土交通省（建設省告示）、通達等

③　消防法、同施行令、同施行規則

④　その他関係法令

(4)関係法令に基づく行政協議を必要に応じて実施し、その都度議事録を作成し調査職員に提出すること。

①関連法令等及び特定行政庁事前協議による条件

建築基準法（法 12 条 5 項、56 条の 2、法第 86 条、法第 18 条等）、その他関連条例、指導要綱、消防等、関連法令内容の確認、協議を行い、既存不適格となる内容や遡及事項などの対応策について整理する。 上記の結果に基づき、86 条申請等の申請業務を行う。

(5)　電気設備にかかること

①建築関連設計の動線計画等を考慮した効果的効率的改修設計の立案し団地価値向上に係る電気設備計画案・図面等の作成を行うこと。

②照明計画については、夜間景観、安全、省エネを考慮した図面、パース等の作成を行うこと。

③居住者に配慮した停電・停波の少ない計画の検討を行うこと。

(6)　機械設備にかかること

①必要に応じた管（給水、排水、ガス）引込み及び切回し工事に係る図面の作成
②居住者に配慮した断水等の少ない計画の検討。

６．成果品

本仕様書記載の内容及び別紙１による。

７．特記事項

(1)契約の保証

① 落札者は、建築設計業務請負契約書案の提出とともに、以下イからニのいずれかの書類を提出しなければならない。

イ 契約保証金に係る契約保証金収納報告票・提出書

［注］

（い）契約保証金収納報告票・提出書は、「収納金取扱銀行等」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

（ろ）請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従うこと。

（は）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、建築設計業務請負契約書第43条第３項（条文Ａ）（条文Ｂの場合第42条第３項）の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（に）受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の払戻しを求める旨の契約保証金払戻請求書を提出すること。なお、払戻しする契約保証金には、利息を付けないものとする。

ロ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

［注］

（い）債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

（ろ）保証書の宛名の欄には、「(本部長等　氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

（は）保証債務の内容は建築設計業務請負契約書に基づく債務不履行による損害金の支払いであること。

（に）保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、建築設計業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（ほ）保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

（へ）保証期間は、履行期間を含むものとすること。

（と）保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６か月以上確保されるものとする。

（ち）請負代金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当課の指示に従うこと。

（り）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、金融機関等から支払われた保証金は、建築設計業務請負契約書第43条第３項（条文Ａ）（条文Ｂの場合第42条第３項）の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（ぬ）受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当課から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ハ　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

［注］

（い）公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

（ろ）公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（総務部長等　氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

（は）証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、建築設計業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（に）保証金額は、請負代金額の10分の１の金額以上とすること。

（ほ）保証期間は、履行期間を含むものとすること。

（へ）請負代金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当課の指示に従うこと。

（と）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、保険会社から支払われた保証金は、建築設計業務請負契約書第43条第３項（条文Ａ）（条文Ｂの場合第42条第３項）の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

［注］

（い）履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

（ろ）履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

（は）保険証券の宛名の欄には、「（本部長等　氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

（に）証券上の契約の内容としての業務名の欄には、建築設計業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（ほ）保険金額は、請負代金額の10分の１の金額以上とすること。

（へ）保険期間は、履行期間を含むものとすること。

（と）請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従うこと。

（ち）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、保険会社から支払われた保険金は、建築設計業務請負契約書第43条第３項（条文Ａ）（条文Ｂの場合第42条第３項）の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

② ①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

イ 建築設計業務請負契約書の作成を省略することができる建築設計業務請負契約である場合

ロ 一般的な業務であって、業務の内容及び性格等から契約の保証の必要がないと都市機構が認める建築設計業務請負契約である場合

(2) 業務工程表の提出

業務工程表を契約締結後、速やかに作成し調査職員の承認を受ける。

(3) 管理技術者

建築設計業務請負契約書第 15 条（条文Ａ）（条文Ｂの場合は規定第 14 条）に規定する管理技術者の届けは様式－１による。

また、業務を行うにあたり、下記のいずれかの資格を保有する主任技術者を配員すること。なお、管理技術者は主任技術者を兼任することができる。

職　種	必要資格
建築設計	一級建築士
建築積算	建築積算資格者
電気設備設計・積算	設備設計一級建築士、技術士（電気・電子）、建築設備士
機械設備設計・積算	設備設計一級建築士、技術士（衛生工学）、建築設備士

(4) 協議及び設計記録の整備

設計の各段階における設計案が出来たとき、又は特に必要と認められるときは調査職員と充分協議の上、確認を受ける。また、協議内容については、その都度、設計記録を整備し、調査職員に提出する。

(5) 現地調査

設計の着手にあたっては、調査職員と連絡を取り、事前に設計対象敷地及び周辺の現況を充分調査し、適宜図面の電子化を行い、設計に反映すること。

(6) 関連設計

当該設計以外の関連設計についても充分把握し、整合性を持って設計するものとする。

(7) 提出図書の様式等

・提出する設計図書は、調査職員の指示による。

・提出図書は機構所定の用紙及び様式又は指示する用紙、様式とし原図は所定のファイルに納め提出する。また、指示する設計図書等には設計事務所名、建築士登録番号、建築士名を記載し押印する。

・編集、構成、文字及び寸法等の要領は調査職員の指示による。

・現地調査において撮影した写真は、ファイル等に整理し提出すること。

(8) 設計図書の提出

受注者は、業務が完了したときは、遅延なく、業務内容成果品一式を提出すること。

積算、申請及び耐震診断の履行中において調査職員から設計図書（複写）の提出を求められたときは、その都度提出するものとする。

(9)部分払い

部分払いなし。

(10)契約完了後の義務

契約完了後、設計図書に誤記が認められたときは速やかに修正する。また、建設工事中及び竣工後、随時調査し、今後の設計に参考となる意見があれば提出する。

なお、かし担保に関しては、建築設計業務請負契約書第 41 条第 1 項から第 6 項（条文Ａ）（条文Ｂの場合、第 40 条第 1 項から第 6 項）による。

(11)疑義

本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。

(12)設計完了手続き

設計完了後に次の書類を 3 部提出する。①完成届　②納品書　③引渡書　④請求書

(13)業務成績評定

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定（業務評定点及び管理技術者評定点）を通知する。付与した業務評定点及び管理技術者評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(14)履行報告

建築設計業務請負契約書第 17 条（条文Ａ）（条文Ｂの場合は規定第 16 条）に規定する契約の履行に関する報告は、調査職員の求めに応じて報告しなければならない。

なお、報告を求める場合とは、随時とする。

(15) 貸与品等

建築設計業務請負契約書第 18 条（条文Ａ）（条文Ｂの場合は規定第 17 条）に規定する貸与品等は次のものとする。

貸与品等の品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	返還時期等

(16)再委託等

①再委託等の取り扱いについては、次の例のとおりとする。

	基本設計	実施設計
再委託不可の内容	①企画・構想立案のマネジメント ②設計の仲介となる図面の作成 ③打ち合せ及び内容説明	①設計の総合調整マネジメント ②設計の中核となる図面の作成 ③打ち合せ及び内容説明
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務※１	一部専門分野の業務 〔例〕 ・積算　・電気 ・機械　・構造など	一部専門分野の業務 〔例〕 ・積算　・電気 ・機械　・構造など

特に承諾を要しない業務	補助的な業務 〔例〕 ・コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な作業 ・トレース業務、模型作成、パース作成、写真撮影、 ・計算（省エネルギー関係、防災関係） ・データ入力）（CAD,電算）など

※１建築設計業務請負契約書第 12 条第 2 項（条文Ａ）（条文Ｂの場合、第 11 条第 2 項）の規定により業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ様式－２により再委託（変更等）承諾申請書を提出し承諾を受けなければならない。なお、再委託する場合は、再委託（変更等）承諾申請書の提出にあわせて、再委託に係る費用がわかる書面を提出すること。

②再委託先における必要な資格は以下のとおりとする。

イ　機械設備設計・積算

設備設計一級建築士、技術士（衛生工学）、建築設備士のいずれかの資格を有した者がいること。

ロ　電気設備設計・積算

設備設計一級建築士、技術士（電気・電子）、建築設備士のいずれかの資格を有した者がいること。

ハ　建築積算について

Ａ　積算資格者がいること。

Ｂ　過去 10 年間において機構または公的機関の発注した積算業務の元請け又は下請けを有していること。

ニ　構造設計について

Ａ　一級建築士事務所登録がされていること。

Ｂ　過去に携わった機構または公的機関の物件において、不適切と判断される設計を行っていないこと（但し、「不適切と判断される設計」が判明してから概ね 5 年程度を経過した事務所、または、概ね 5 年程度を経過していなくても業務上の改善が成されたと機構にて判断した事務所を除く）。

※再委託（変更等）承諾申請書の提出にあわせて、上記イ～ニの資格者が分かる書面及び、実績が分かる書面を提出すること。

(17) 法申請（共通）

①建築基準法及び関連法令等を遵守して設計図書を作成する。

②申請に関する補助（様式への記入補助、提出補助等）を行う。

③申請図書は申請に支障のない時期までに完成させる。行政庁等からの指摘に対しては速やかに対応して適宜修正等を行うものとし、その際に作成した関連資料等も合わせて機構に提出すること。

(18) 法申請（１棟１事務所の場合及び１棟複数事務所の場合の代表事務所）

①受注者は、他の関連する設計の内容を十分把握し、法申請単位建物全体としての法律への適合性（意匠図・構造図・構造計算書・設備図の整合性等）を確認するものとする。

② 受注者は、計画通知に記載する「代表となる設計者」となるものとする。

③ 別途通知する設計者と十分調整し設計を行うこと。

(19) 法申請（１棟複数事務所の場合のサブ事務）

①受注者は、他の関連する設計の内容を十分把握し、当該建物全体としての法律への適合性（意匠図・構造図・構造計算書・設備図の整合性等）を確認するものとする。

② 受注者は、計画通知に記載する「その他の設計者」となるものとする。

③ 別途通知する設計者と十分調整し設計を行うこと。

(20) 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への登録

受注者は、本業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の仕様に基づく「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、(社)公共建築協会に登録すること。確認は、当該業務の「業務カルテ詳細情報」により行い、調査職員の署名及び捺印を受けること。

また、(社) 公共建築協会が発行する「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。

なお、登録については、(社) 公共建築協会の所定の方法により行うものとし、詳細については、(社)公共建築協会のホームページの「公共建築設計者情報システム(PUBDIS)」(http://www.pbaweb.jp/pubdis) 等より確認すること

(21) 秘密の保持

受注者は、別途「重要な情報の保護に関する特約条項」を締結し、善良な管理義務を負うものとする。

(22) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

上記により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議すること。

(23) 届出等チェックリスト

法令等に基づく届出について、受注者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて「届出等チェックリスト」(様式-3) を必要に応じ加筆・修正し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入、また、届出等が不要のものについて、同チェックリストの「設計者」欄に「－」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。なお、届出等の必要性が不明のものは空欄とする。

(24) 本業務の内容については、改修設計の途中検討結果等を踏まえ、その後の業務の実施内容に増減の変更が生じる場合がある。業務内容の変更については、後日設計変更処理するものとする。

８．提出する設計図書および記載内容

(1)本仕様書内容及び別紙１による。

(2)図面サイズは A2 判を基本とする。

（ただし、調査職員の指示によるものとする。）

(3)提出する設計図書は次のとおりとする。

【基本設計図】

設計図書の種類	縮　尺	記　載　概　要
基本設計概要書	A3 版	団地概要、設計主旨、縮小図面集

【商品企画住宅プランの実施設計】（意匠、電気、機械）

設計図書の種類	縮　尺	記　載　概　要
表紙・図面ﾘｽﾄ		
特記仕様書		
仕上表		各プラン内部（意匠、電気、設備）
住戸平面詳細図	1:50 程度	各プラン
展開図	1:50 程度	各プラン
部分詳細図	1:50 程度	各プラン
天井伏せ図	1:50 程度	各プラン
電気設備図	1:50 程度	各プラン
電気設備部分詳細図	1:50 程度	各プラン
機械設備図	1:50 程度	各プラン
機械設備部分詳細図	1:50 程度	各プラン
建具ｷｰﾌﾟﾗﾝ･建具表	1:50	各プラン
特殊詳細図	1:30	部分収まりのディテール化、各プラン
その他		4. 業務内容による

※1 業務内容に応じて、調査職員と調整の上、作成する図面種類については取捨選択・統合等を行ない、サイズについても調査職員の指示による。

※2 提出する設計図書一式については、デジタルデータ（.dwg もしくは.dxf、.PDF データ）も、併せて納品することとする。データのファイル形式については、別途調査職員と打合せのうえ、決定する。なお、提出されたデータは、当該住宅工事請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該建築物等の完成図の作成に使用する場合がある。

※3 その他、数量計算書を作成するために必要な図面及び工事を円滑に進めるために必要な図面または調査職員が作成を指示した内容は適宜記載する。

(4)積算図書

積算関連に係る成果物として、4.業務内容（3）⑤積算関連に記載の図書一式のデータも併せて納品すること。

【建築積算】

1)提出図書

①積算数量計算書

②積算内訳明細書（金抜及び金入）

③見積りﾘｽﾄ、徴収した見積り原本、見積り比較表（案）

④代価計算書（案）

2)提出図書の様式等

積算数量計算書は、内訳計上細目の計算及び集計過程が明確なものとする。

積算内訳明細書はA4 とし、機構所定の様式（内訳作成システムを使用したものを標準）とする。

また、積算数量計算書は積算事務所名、積算士登録番号、建築積算資格者名を記載し押印する。

なお、提出する書類はA4 縦を原則とする。

【設備積算(電気・機械)】

1)提出図書

①積算数量計算書

②積算内訳明細書（金抜）

③見積りﾘｽﾄ、徴収した見積り原本、見積り比較表（案）

④代価計算書（案）

⑤関連資料

2)提出図書の様式等

積算数量計算書は、内訳計上細目の計算及び集計過程が明確なものとする。

積算内訳明細書はA4 とし、機構所定の様式（内訳作成システムを使用したものを標準）とする。

(5)申請図書

申請関連に係る成果物として、４業務内容（3）⑤申請関連に記載の図書一式を行政毎の提出部数一式及び図書一式のデータも併せて納品すること。

(6)その他

上述した(3)～(4)の設計図書の提出にあたっては、必要となる資料を作成提出するものとし、その記載内容については適宜調査職員と確認し、過不足があれば調整して提出すること。

様式－１

管　理　技　術　者　通　知　書

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構 中部支社
支社長　　殿

受注者　住所
氏名　　印

令和　年　月　日付け設計請負契約を締結した次の請負業務について、管理技術者を下記のとおり決定（変更）したので設計請負契約書第　条に基づき通知します。

請負業務の名称　R02-中部支社管轄団地における商品企画等設計検討業務

記

１　氏　　名　　（　年　月　日生）

２　学　歴　（最終学歴を記入）

３　職　　歴

４　取 得 資 格

(注) 管理技術者の資格は、建築設計：一級建築士、積算：一級建築士又は建築積算資格者とする。

様式－2

令和〇年〇月〇日

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　　殿

受託者　住所
氏名　株式会社〇〇〇〇
〇〇　〇〇　　印

契約名称：R02-中部支社管轄団地における商品企画等設計検討業務

令和〇年〇月〇日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第〇条第〇項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 （住所、氏名）	〒000-0000　〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇 △△株式会社
再委託業務の内容	・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
再委託業務の契約予定額	〇〇千円（契約金額に対する比率〇%） ※見積書を添付
再委託を行う必要性 及び 再委託の相手方の選定理由 （変更の場合は、再委託の変更理由も記載）	（再委託する必要性） 〇〇〇〇を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため再委託する。 （再委託の相手方の選定理由） 〇〇〇株式会社は、平成〇〇年より弊社で行う〇〇〇〇の〇〇〇〇〇を行ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。 また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に資することが期待できるため。

法令等に基づく届出チェックリスト

設計名称：R02-中部支社管轄団地における商品企画等設計検討業務　　設計者　：

工事件名：　　建設業者：

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要　:－ 不明　:空欄	提出日（予定）	提出日
1	建築基準法に基づく届出												
1	仮使用承認申請書	建築基準法第7条の6	特定行政庁	総務部長		○							
2	工事中の消防計画届出書	建築基準法第7条の6	消防長、消防署長	総務部長	仮使用申請時等	○							
3	建築設備工事監理報告書	建築基準法第12条第3項	建築主事	総務部長		○	○	○					
4	品質管理調査書	建築基準法第12条第3項	建築主事	総務部長	昇降機等建築設備の検査報告	○	○	○					
5	工事監理報告書（ｼｯｸﾊｳｽ対策関係）	建築基準法第12条第3項	建築主事	総務部長		○	○	○					
6	建築設備工事監理（状況）報告書	建築基準法第12条第5項	建築主事	総務部長	特定行政庁等が必要とする場合のみ	○	○	○					
7	建築工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	工事監理者等		○							
8	建築工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	建築主事	工事監理者等		○							
9	鉄骨工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	建築主事	工事監理者等		○							
10	鉄骨工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	建築主事	工事監理者等		○							
11	建築工事届	建築基準法第15条	知事・建築主事	総務部長		○							
12	建築物除却届	建築基準法第15条	知事	総務部長 施工者		○			○				
13	計画通知書（昇降機を含む）	建築基準法第18条	特定行政庁	総務部長		○		○	○				
14	計画変更通知	建築基準法第18条	特定行政庁	総務部長		○							
15	建築主等変更届	建築基準法第18条	特定行政庁	総務部長		○							
16	設計変更申請書	建築基準法第18条	特定行政庁	総務部長		○							
17	工事完了通知書（昇降機を含む）	建築基準法第18条	建築主事	総務部長		○		○					
18	工事監理者・工事施工者変更等届	建築基準法第18条	建築主事	総務部長		○							
19	中間検査分割受検申込書	建築基準法第7条の3第1項	建築主事	総務部長		○			○				
20	中間検査申請書（特定工程工事終了通知書）	建築基準法第18条	建築主事	総務部長		○			○				
21	追加説明書（計画通知）	建築基準法第18条の3	建築主事	総務部長		○							
22	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	総務部長					○				
23	許可申請書	建築基準法第43条	特定行政庁	総務部長	敷地等と道路との関係	○							
24	許可申請書	建築基準法第44条	特定行政庁	総務部長	道路内の建築制限	○							
25	許可申請書	建築基準法第48条	特定行政庁	総務部長	用途地域等	○							
26	許可申請書	建築基準法第51条	特定行政庁	総務部長	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	○							
27	許可申請書	建築基準法第52条	特定行政庁	総務部長	容積率	○							
28	許可申請書	建築基準法第55条	特定行政庁	総務部長	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の高さの限度	○							
29	許可申請書	建築基準法第56条の2	特定行政庁	総務部長	日影による中高層の建築物の高さの制限	○							
30	許可申請書	建築基準法第59条の2	特定行政庁	総務部長	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	○							
31	地区計画容積認定申請	建築基準法第68条の3	市長等	総務部長		○							
32	構造方法等の認定申請書	建築基準法第68条の26	国土交通大臣	総務部長		○							
33	仮設建築物の許可	建築基準法第85条	建築主事	総務部長		○							
34	一団地認定申請書	建築基準法第86条	特定行政庁	総務部長		○							
35	一団地(変更)認定申請書	建築基準法第86条の2	建築主事	総務部長		○							
36	認定取消申請	建築基準法第86条の5	特定行政庁	総務部長		○							
37	工作物の申請	建築基準法第88条	建築主事	総務部長					○				
38	工事施工者届	建築基準法施行細則第5条	建築主事	総務部長		○	○	○					
39	工事監理者届	建築基準法施行細則第5条	建築主事	総務部長		○	○	○					
40	既存不適格調書	建築基準法施行規則第1条の3	建築主事	総務部長		○							
2	建築士法に基づく届出												
1	建築士事務所登録申請書	建築士法第23条	知事	総務部長		○							
2	建築士事務所登録事項変更届	建築士法第23条	知事	総務部長		○							
3	設計等の業務に関する報告書	建築士法第24条	知事	総務部長		○							
3	消防法・火災予防条例等に基づく届出												

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要 :一 不明 :空欄	提出日 （予定）	提出日
1	火を使用する設備等の設置（変更）届出書	消防法9条・火災予防条例等（参考:東京都火災予防条例第57条第1項）	消防長又は消防署長	総務部長	ヒートポンプ冷暖房器等		○	○					
2	火を使用する設備等の設置(変更)届出書	火災予防条例	消防署長	総務部長			○	○					
3	液化石油ガス貯蔵又は取扱の開始届出書	消防法第9条の2	消防署長	総務部長			○	○					
4	危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置（変更）許可申請書	消防法11条第1項	市町村長等	総務部長	指定数量以上の危険物		○	○					
5	危険物保安監督者選任・解任届	消防法13条	市町村長等	総務部長	政令で定める危険物製造所等		○	○					
6	危険物保安監督者委任状	消防法13条	市町村長等	総務部長	代理により届け出る場合		○	○					
7	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画書	消防法第14条の2 火災予防条例	消防署長	総務部長			○	○					
8	消防用設備等設置計画書	消防法17条	消防長、消防署長	総務部長		○	○	○					
9	消防用設備等着工届	消防法17条14	消防長、消防署長	総務部長			○	○					
10	特殊消防用設備等大臣認定申請書	消防法第17条の2の2	総務省消防庁予防課	総務部長	防火対象物に必要な消防用設備等に代えて、特殊消防用設備等の設置を希望する場合		○	○					
11	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	消防法第17条の3の2	消防長又は消防署長	総務部長	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙等	○	○	○	○				
12	消防用設備等の特例基準適用申請書	消防法第17条	消防長又は消防署長	総務部長		○	○	○					
13	共同住宅等の消防用設備等特例適用申請書	消防法第17条	消防署長	総務部長		○	○	○					
14	緊急離発着場等設置書	消防法第52条の3	消防署長	総務部長		○							
15	緊急離発着場等運用開始書	消防法第52条の6	消防署長	総務部長		○							
16	特殊防火対象物設置届	消防法施行規則第3条	消防長	総務部長		○							
17	消防設備緩和願い書	消防法に係る総務省令第40号	消防長、消防署長	総務部長		○							
18	消防計画書		消防長、消防署長	総務部長		○							
19	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	総務部長				○	○				
20	防火水槽設置届け	消防法	消防署長等	総務部長				○	○				
21	消防活動空地設置届	条例	消防署長	総務部長					○				
22	消防水利設置届	条例	消防署長	総務部長					○				
23	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	総務部長					○				
24	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	総務部長					○				
25	電気設備設置届出書	火災予防条例	消防署長	総務部長			○						
26	少量危険物の貯蔵・取扱届出書	火災予防条例	消防署長	総務部長			○	○					
27	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書	火災予防条例等 （参考:東京都火災予防条例第58条の2第1項）	消防長又は消防署長	総務部長	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙等		○	○					
28	電気設備設置（変更）届出書	火災予防条例等 （参考:東京都火災予防条例第57条第1項）	消防長又は消防署長	総務部長	燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備		○	○					
29	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成前検査申請書	危険物の規制に関する政令第8条	市町村長等	総務部長	指定数量以上の危険物		○	○					
30	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査申請書	危険物の規制に関する政令第8条	市町村長等	総務部長	指定数量以上の危険物		○	○					
31	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置（変更）届出書	火災予防条例等 （参考:東京都火災予防条例第31条）	消防長又は消防署長	総務部長	指定数量未満の危険物等		○	○					
32	防火対象物工事等計画届	火災予防条例等 （参考:東京都火災予防条例第56条第1項）	消防長又は消防署長			○							
33	防火対象物使用開始届	火災予防条例等 （参考:東京都火災予防条例第56条の2第1項）	消防長又は消防署長	総務部長		○			○				
34	消防用設備等（特殊消防用設備等）の集中管理計画届出書	火災予防条例等 （参考:東京都火災予防条例第55条の2第2項）	消防総監	総務部長		○							
35	防災センター評価申請書	東京消防庁通達予予第180号	東京消防設備保守協会等	総務部長		○							
36	消防防災システム評価申請書	東京消防庁通達予予消防予第148 号	東京消防設備保守協会等	総務部長		○							
37	防火対象物設置届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	総務部長		○							
38	防火対象物使用開始届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	総務部長		○							
39	防火対象物工事計画届	各自治体火災予防条例等	消防署長	総務部長		○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要 :一 不明 :空欄	提出日 （予定）	提出日
4	道路法等に基づく届出												
1	路外駐車場設置（変更）届出書	駐車場法第12条	市長	総務部長		○							
2	自費工事申請	道路法第24条	区長	総務部長		○			○	○			
3	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	総務部長		○	○	○	○	○			
4	道路掘削届	道路法第32条	道路管理者	総務部長		○	○	○		○			
5	道路占用協議書	道路法第35条	道路管理者	総務部長		○	○	○		○			
6	沿道掘削届	道路法44条	道路管理者	総務部長		○							
7	交通管理者協議	道路法第95条の２	公安委員会	総務部長			○	○	○				
8	道路標識移設（撤去）承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	総務部長					○	○			
9	道路使用許可申請書	道路交通法第77条	警察署長	総務部長	道路使用時	○	○	○	○	○			
10	道路沿道掘削届	条例	市長等	総務部長					○	○			
11	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	総務部長					○	○			
12	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	総務部長					○	○			
13	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	総務部長					○	○			
14	道路占用料減免申請書	道路占用条例	道路管理者	総務部長		○	○	○	○	○			
5	河川法等に基づく届出												
1	河川工事等承認申請	河川法第20条	河川管理者	総務部長									
2	河川法許可申請（河川管理者以外の者の施工する工事等）	河川法第20条	河川管理者	総務部長		○			○	○			
3	河川法許可申請（流水の占用の許可）	河川法第23条	河川管理者	総務部長					○	○			
4	河川法許可申請（土地の占用の許可）	河川法第24条	河川管理者	総務部長	河川区域を確認すること	○			○	○			
5	河川法許可申請（工作物の新築等の許	河川法第26条	河川管理者	総務部長	河川区域を確認すること	○			○	○			
6	河川区域内の工作物の設置許可申請書	河川法第26条第1項	国土交通省関東地方整備局長	総務部長	河川区域内の場合	○			○	○			
7	河川法許可申請（土地の掘削等の許可）	河川法第27条	河川管理者	総務部長	河川区域を確認すること	○			○	○			
8	河川法許可申請（河川保全区域における行為の制限）	河川法第55条	河川管理者	総務部長	河川保全区域を確認すること				○	○			
6	都市計画法等に基づく届出												
1	開発行為許可申請書	都市計画法第29条	知事	総務部長		○							
2	開発協議申請関連	都市計画法29条等(34条の2)	知事等	総務部長	公園整備に係る開発事前審査願協議書完了届引継書				○	○			
3	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	総務部長					○	○			
4	地区計画の区域内における行為の届出書	都市計画法第58条の2	市長	総務部長		○							
5	地区計画の区域内における行為の変更届出書	都市計画法第58条の2	市長	総務部長		○							
6	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の２	市長等	総務部長					○				
7	土地区画整理法に基づく届出												
1	区画整理法第７６条申請	土地区画整理法第76条	市長	総務部長		○							
2	土地区画整理施行地区内の建築制限	土地区画整理法第76条	知事	総務部長		○							
8	水道法に基づく届出												
1	専用水道給水開始届	水道法第13条第1項	知事	総務部長	給水施設の規模による			○		○			
2	専用水道布設工事設計確認申請書	水道法第33条第1項	行政長	総務部長	給水施設の規模による			○		○			
3	簡易専用水道設置届・給水開始報告書	水道法施工細則23条	保健所長	総務部長	給水施設の規模による			○		○			
9	水道関連条例												
1	給水関係事前協議に関する申請書	条例等	市町村町又は水道事業管理者	総務部長				○		○			
2	上水道施設の開発に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理者	総務部長				○		○			
3	上水道施設の設計審査に関する申請書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	総務部長				○		○			
4	上水道施設の工事に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	総務部長				○		○			
5	上水道施設の移管に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	総務部長				○		○			

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要 :一 不明 :空欄	提出日 （予定）	提出日
6	給水装置工事の設計審査に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	総務部長				○		○			
7	給水管(取付･撤去)工事承認申請書	水道法 給水条例	水道局	総務部長				○	○	○			
8	給水装置工事施工承認申込書 給水装置（新設・改造・撤去）工事申込書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	総務部長				○	○	○			
9	その他給水管工事に関する承認申請書	給水条例	水道事業管理者	総務部長	敷地内の給水設備に関する届出			○		○			
10	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	総務部長				○	○				
11	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	総務部長				○	○				
12	直結増圧給水に関する事前協議書	給水条例	水道事業管理者	総務部長	直結増圧給水が可能な場合			○					
13	直結増圧給水の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業管理者	総務部長	直結増圧給水が可能な場合			○					
14	直結増圧給水の施工に関する届出	給水条例	水道事業管理者	総務部長	直結増圧給水が可能な場合			○					
15	直結増圧給水の維持管理に関する届出	給水条例	水道事業管理者	総務部長	直結増圧給水が可能な場合			○					
16	受水槽以下装置の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業管理者	総務部長	建物（敷地内）に受水槽を設け給水する場合			○					
17	受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	総務部長	各戸検針によりメーターを設置する場合			○					
18	増圧給水設備以下給水装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	総務部長	各戸検針によりメーターを設置する場合			○					
19	各戸検針・各戸徴集に関する申請書、契約書	給水条例	水道事業管理者	総務部長	各戸メーターにより検針する場合に必要な水道事業者			○					
20	各戸検針メーターの寄付・移管に関する届出書	給水条例	水道事業管理者	総務部長	各戸メーターの水道事業者への移管手続きを行う場合			○					
21	給水開始申込書	給水条例	水道事業管理者	総務部長				○		○			
22	その他給水に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理者	総務部長				○		○			
23	貯水槽水道(設置･変更･廃止)届	水道法第33条4	水道局	総務部長				○					
10	下水道法に基づく届出												
1	下水道施設自費工事申請書 （着手届、竣工届、検査願）	下水道法第16条	公共下水道管理者	総務部長					○	○			
2	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	総務部長					○	○			
3	ﾃﾞｨｽﾎﾟｰｻﾞ排水処理ｼｽﾃﾑ維持管理計画書	取扱要綱第４条第２項の規定	下水道局長	総務部長				○					
11	排水に係る届出												
1	排水設備等新設等計画届出書（着手届、竣工届、検査願等）	条例	市長等	総務部長					○	○			
2	公共下水道使用届出書等	条例	市長等	総務部長					○	○			
3	公共ます設置届出	条例	市長等	総務部長					○	○			
4	雨水浸透施設等設置工事計画届（着手届、完了届）	条例	市長等	総務部長					○	○			
5	大量排水事前協議書	条例	市長等	総務部長					○	○			
12	解体に係る届出												
1	解体事業計画書	条例	市長等	総務部長					○				
2	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	総務部長					○				
3	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	総務部長					○				
4	解体事業標識設置届	条例	市長等	総務部長					○				
5	指定作業場廃止届出書	条例	市長等	総務部長					○				
13	振動規制法に基づく届出												
1	特定施設設置届出書	振動規制法第6条	市町村長	総務部長		○	○	○					
2	特定施設使用届出書	振動規制法第7条	市町村長	総務部長		○							
3	特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	総務部長		○							
4	振動の防止の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	総務部長		○							
5	氏名等変更届出書	振動規制法第10条	市町村長	総務部長		○							
6	特定施設使用全廃届出書	振動規制法第10条	市町村長	総務部長		○							
7	承継届出書	振動規制法第11条	市町村長	総務部長		○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要 :一 不明 :空欄	提出日 （予定）	提出日
8	特定建設作業実施届出書	振動規制法第14条	市町村長	総務部長		○							
9	フレキシブルディスク提出書	振動規制法施行規則第10条の2	市町村長	総務部長		○							
10	振動規制法に基づく届出（特定施設使用届、占用料免除申請、行政等財産使用許可承認申請）	振動規制法6、8、10条	知事等	総務部長	指定地域を確認すること				○				
14	騒音規制法に基づく申請												
1	特定施設設置届出書	騒音規制法第6条	市町村長	総務部長		○	○	○					
2	特定施設使用届出書	騒音規制法第7条	市町村長	総務部長		○	○	○					
3	騒音の防止の方法変更届出書	騒音規制法第8条	市町村長	総務部長		○							
4	氏名等変更届出書	騒音規制法第10条	市町村長	総務部長		○							
5	特定施設使用全廃届出書	騒音規制法第10条	市町村長	総務部長		○							
6	承継届出書	騒音規制法第11条	市町村長	総務部長		○							
7	特定建設作業実施届出書	騒音規制法第14条	市町村長	総務部長		○							
8	フレキシブルディスク提出書	騒音規制法施行規則第11条	市町村長	総務部長		○							
9	騒音規制法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏名変更届）	騒音規制法6、8、10条	知事等	総務部長	指定地域を確認すること				○				
15	航空法に基づく届出												
1	制限表面区域内の建築物	航空法第49条	空港事務所長	総務部長		○							
2	航空障害灯及び昼間障害標識の設置届出	航空法第51条 航空法施行規則第238条	国土交通大臣	総務部長		○							
3	航空障害灯の設置について（届出）	航空法第51条第1項又は第2項	地方航空局電気課	総務部長	高さ60m以上の物件、空港近接等		○						
4	航空障害灯設置免除許可申請書	航空法第51条第1項ただし書	地方航空局保安部運用課	総務部長	免除要件に該当する場合		○						
5	昼間障害標識の設置について（届出）	航空法第51条の2第1項	地方航空局電気課	総務部長	高さ60m以上の物件、空港近接等		○						
6	昼間障害標識設置免除承認申請書	航空法施行規則第132条の2第1項	地方航空局保安部運用課	総務部長	免除要件に該当する場合		○						
16	交通バリアフリー法に基づく届出												
1	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	総務部長					○	○			
17	ハートビル法に基づく届出												
1	ハートビル法に基づく報告・申請	ハートビル法	知事等	総務部長		○			○	○			
2	変更認定申請書	高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	所管行政庁	総務部長		○							
3	計画認定申請書	高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第3条	所管行政庁	総務部長		○							
18	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出												
1	公園に関する協議	13条	公園管理者	総務部長	対象は施行令1条旅客施設3条公園施設，4条特定建築物などが該当					○			
2	特定施設設置工事計画届出書	福祉のまちづくり条例	都道府県知事	総務部長		○			○	○			
19	福祉のまちづくり条例に基づく届出												
1	福祉のまちづくり条例届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	市長	総務部長						○			
2	福祉のまちづくり条例 施設新設届関連	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	総務部長		○							
3	福祉のまちづくり条例 施設変更届関連	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	総務部長		○							
4	福祉のまちづくり条例 設置工事届関連	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	総務部長		○							
5	福祉のまちづくり条例 設置工事変更届関連	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	総務部長		○							
6	福祉のまちづくり条例 標識交付申請書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	総務部長		○							
7	福祉のまちづくり条例 適合証交付請求書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	総務部長		○							
8	福祉のまちづくり条例 工事完了届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	総務部長		○							
20	品確法に基づく届出												

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要 :一 不明 :空欄	提出日 （予定）	提出日
1	設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条	登録住宅性能評価機関	総務部長		○							
2	建設住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条	登録住宅性能評価機関	総務部長		○							
3	変更設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条	登録住宅性能評価機関	総務部長		○							
21	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく届出												
1	特定建築物の地震に対する安全性等に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条	都道府県知事	総務部長		○							
2	認定建築物の耐震改修に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第10条	都道府県知事	総務部長		○							
3	変更認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条	都道府県知事	総務部長		○							
22	景観法に基づく届出												
1	景観計画区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長（県知事等）	総務部長	景観計画区域を確認すること	○			○	○			
2	景観区域内における行為の変更届出書	景観法第16条	景観行政団体の長（県知事等）	総務部長		○							
3	都市景観協議申出書	条例	市長等	総務部長					○	○			
23	住宅瑕疵担保履行法に基づく届出												
1	住宅瑕疵担保責任保険申し込み申請	住宅瑕疵担保履行法	住宅瑕疵担保責任保険法人	総務部長		○							
2	住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受ける額についての技術的確認の申請書	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	工事受注者	総務部長		○							
24	建設リサイクル法に基づく届出												
1	建設リサイクル法対象建設工事通知［対象建設工事届］	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条1項、第11条【国、自治体】	特定行政庁	総務部長	特定建設資材の種類、着工の時期、工種の概要	○	○	○	○				
2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	都道府県	総務部長		○			○				
3	届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	都府県知事 市長	総務部長	請負代金の額が五百万円以上	○				○			
25	土壌汚染対策法に基づく届出												
1	土壌汚染状況調査結果報告書	土壌汚染対策法第3条	市長	総務部長		○							
2	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法第4条	知事等	総務部長		○			○				
3	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	総務部長					○				
4	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	総務部長					○				
26	海岸法に基づく届出												
1	海岸保全区域占用許可申請書	海岸法第7条	海岸管理者	総務部長		○			○	○			
2	海岸保全区域における施設（工作物）新設（改築）許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	総務部長		○							
3	海岸保全区域における掘削（盛土、切土その他の制限行為）の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	総務部長		○			○	○			
4	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	総務部長					○	○			
27	港湾法に基づく届出												
1	港湾区域等の占用又は工事等の許可の申請	港湾法第37条	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所	総務部長		○							
2	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	総務部長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること				○	○			
3	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	総務部長	臨港地区を確認すること				○	○			
4	工事の着手･完了の届出	港湾区域内における工事等の規制に関する規則第5条	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所	総務部長		○							
5	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	総務部長									
6	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	総務部長					○				
28	電波法に基づく届出												
1	高層建築物等予定工事届	電波法第102条の3第１項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	各総合通信局	総務部長	伝搬障害防止区域内で３１ｍをこえる高層建築物を建てる場合	○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要 :一 不明 :空欄	提出日 （予定）	提出日
2	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第1項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	各総合通信局	総務部長	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に３１ｍをこえる高層建築物を計画している場合	○							
3	高層建築物等変更届	電波法第102条の3第２項（又は、第102条の3第6項、第102条の4第2項）および電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	各総合通信局	総務部長	に高層建築物等予定工事届等を提出した建築主等が記載内容を変更する手続。	○							
4	伝搬障害の判定のための必要事項の報告	電波法第102条の3第3項（又は第102条の3第6項、第102条の4第3項）	各総合通信局	総務部長	総合通信局等の求めに応じて、建築主等が伝搬障害の判定のための必要事項について報告	○							
29	文化財保護法に基づく届出												
1	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	総務部長					○	○			
2	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	総務部長		○			○	○			
30	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出												
1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事（又は政令市長）	総務部長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり	○	○		○				
2	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第２項	都道府県知事（又は政令市長）	総務部長	PCB廃棄物の承継	○	○		○				
3	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第９条	都道府県知事（又は政令市長）	総務部長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け	○	○		○				
4	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第５条	都道府県知事（又は政令市長）	総務部長	使用中PCB製品を発見	○	○		○				
31	宅地造成等規制法等に基づく届出												
1	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了届	宅地造成等規制法第8条	知事等	総務部長	宅地造成工事規制区域を確認すること				○	○			
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	総務部長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること				○	○			
32	大気汚染防止法に基づく届出												
1	ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書	大気汚染防止法第６条第１項	都道府県知事	総務部長	ばい煙を大気中に排出する場合		○	○					
33.	砂防法に基づく届出												
1	砂防指定地内制限許可申請 （砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等）	砂防法４条	知事等	総務部長	砂防指定地を確認すること				○	○			
34	都市緑地法等に基づく届出												
1	緑化率適合証明等申請書	都市緑地法施行規則第25条	市長	総務部長		○							
2	緑化施設適合申請	都市緑地法施行第25条	市長	総務部長		○							
3	緑化計画書、完了届	都・府・県 緑化関連条例	都府県知事	総務部長						○			
4	緑化計画書、完了届	市・23区 緑化関連条例	市長、区長	総務部長						○			
5	緑化計画書	みどりの条例	区長	総務部長						○			
6	「緑地の保存・保存樹等に関する協定」の締結申出書、完了届	保存緑地・保存樹関連条例	市長	総務部長						○			
7	街路樹植栽計画承認申請書、完了届、引継書	街路樹整備関連条例	市長	総務部長						○			
35	電気事業法に基づく届出												
1	工事計画（変更）届出書	電気事業法第48条第1項	産業保安監督部	総務部長	受電電圧10KV以上の需要施設、ばい煙発生施設		○						
2	使用前安全管理審査申請書	電気事業法第50条の2第3項	産業保安監督部	総務部長	受電電圧10KV以上の需要施設、ばい煙発生施設		○						
3	自家用電気工作物使用開始届出書	電気事業法第53条	産業保安監督部	総務部長	譲り受け又は借受けた場合等		○						

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要 :一 不明 :空欄	提出日 （予定）	提出日
4	受電届	電気使用制限等規則7条	産業保安監督部	総務部長	受電電力3,000kW以上		○						
5	工事計画届出書（ばい煙）	電気事業法	経済産業局	総務部長			○						
36	放送法・有線電気通信法に基づく届出												
1	変更登録申請書 （登録一般放送事業者用）	放送法第130条第1項・放送法施行規則第140条第1項	関東総合通信局	理事長	引込端子の数が501以上の設備の追加、変更、廃止		○						
（注意）引込端子数501端子以上の設備の追加、変更及び廃止は、機構が登録を受けている一般放送業務についての変更登録申請の扱いとなるので、本社と協議すること。													
2	一般放送の設備設置及び業務開始届	有線電気通信法第３条第１項及び第２項並びに放送法第133条第１項	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外（ビル陰共聴等）		○						
3	一般放送業務開始届書	放送法第133条第１項	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの		○						
4	一般放送の設備設置及び業務開始届書記載事項変更届出書	有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133 条第２項	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外（ビル陰共聴等）		○						
5	一般放送業務開始届出書記載事項変更	放送法第133条第２項	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの		○						
6	一般放送の設備及び業務廃止届出	有線電気通信法施行規則第５条及び放送法第135条第１項	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外（ビル陰共聴等）		○						
7	一般放送の業務の廃止届出書	放送法第135条第１項	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの		○						
8	有線電気通信設備設置届・事項書	有線電気通信法第3条第1項及び第2項	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が50以下の設備（集合住宅共聴施設を除く）		○						
9	有線電気通信設備変更届	有線電気通信法第3条第3項	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が50以下の設備（集合住宅共聴施設を除く）		○						
10	有線電気通信設備廃止届	有線電気通信法施行規則第5条	各総合通信局	総務部長	引込端子の数が50以下の設備（集合住宅共聴施設を除く）		○						
37	紛争予防条例関連の届出												
1	紛争予防条例関連 標識設置届	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	総務部長		○							
2	紛争予防条例関連 計画書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	総務部長		○							
3	紛争予防条例関連 説明等報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	総務部長		○							
4	紛争予防条例関連 意見対応報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	総務部長		○							
38	測量法に基づく届出												
1	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	総務部長					○				
2	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	総務部長					○				
3	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	総務部長					○				
4	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	総務部長					○				
5	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	総務部長					○				
6	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	総務部長・理事長					○				
39	廃棄物等に関する届出												
1	焼却炉撤去（ダイオキシン類）	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	総務部長					○				
2	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	総務部長・受注者					○				
40	エネルギー関連の届出												
1	特定建築物省エネルギー計画届出書	ｴﾈﾙｷﾞｰの使用の合理化に関する法律	都道府県知事 所管行政庁	総務部長		○	○	○					
2	届出書（省ｴﾈﾙｷﾞｰ措置）	ｴﾈﾙｷﾞｰの使用の合理化に関する法律第75条第1項	都道府県知事	総務部長		○	○	○					
41	大店立地法に基づく届出												
1	大規模小売店舗新設計画概要書	大規模小売店舗立地法第5条	都道府県	総務部長、設置者		○							
2	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	総務部長					○				
42	ガス等に関する届出												

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄	建設業者記入欄	届出者記入欄
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意すること。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						建	電	機	基	造	要届出:○ 不要 :一 不明 :空欄	提出日（予定）	提出日
1	ガス設備工事受付書	ガス事業法	ガス会社	総務部長				○					
2	液化石油ガス設備工事の届出書	液化石油ガス法第38条の10第1項	都道府県	総務部長				○					
3	高圧ガス製造許可申請書、製造届	高圧ガス保安法第5条1項	都道府県知事	総務部長	電動ターボ冷凍機などガス圧縮式冷凍機がある場合など			○					
43	水質汚濁防止法に基づく届出												
1	水質汚濁防止法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等）	水質汚濁防止法	知事等	総務部長					○				
44	廃棄物の発生抑制再利用による原料及び適性処理に関する条例に基づく届出												
1	廃棄物保管場所等設置届	廃棄物の発生抑制再利用による原料及び適性処理に関する条例	区長	総務部長		○							
2	廃棄物管理責任者選任届	廃棄物の発生抑制再利用による原料及び適性処理に関する条例	区長	総務部長		○							
45	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出												
1	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	総務部長					○				
46	都市公園法に基づく届出												
1	許可申請書	都市公園法5条	市長等	総務部長					○				
2	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	総務部長					○				
47	森林法に基づく届出												
1	森林法関係届出	森林法10条の２	知事等	総務部長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること				○				
48	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき届出												
1	認定申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	所管行政庁	総務部長		○							
49	その他												
1	行政財産使用(変更)許可申請書	地方自治法第238条の4		総務部長		○							
2	行政財産使用料減額(免除)申請書			総務部長		○							
3	固定資産等現状変更工事実施承認申請書			総務部長		○							
50	その他条例等に基づく届出												
1	境界確認書	条例	市長等	総務部長					○				
2	境界査定願い	条例	市長等	総務部長					○				
3	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	総務部長					○				
4	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	総務部長					○				
5	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	総務部長					○				
6	公有土地水面使用届出	条例	知事等	総務部長					○				
7	緑化協議申出書	条例	市長等	総務部長					○				
8	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	総務部長					○				
9	貯水槽廃止届	条例	知事等	総務部長					○				
10	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	総務部長					○				
11	東京都環境確保条例８９条に基づく指定作業場設置（変更）届（自動車駐車場20台以上）	都条例89条	都知事	総務部長					○				
12	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	総務部長					○				